明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二七）　一

〔告　示〕
○土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件（法務二四五）　一
○日本国に帰化を許可する件（同二四六）　二
○ティグライ州地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二六二）　二
○地方給水整備計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六三）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六四）　三
○ポドゴリツァ市上水道システム緊急修復計画のための贈与に関する日本国政府とモンテネグロ政府との間の書簡の交換に関する件（同二六五）　三
○ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六六）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六七）　四
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産八一三～八一二）　四
○ガス事業法施行規則に基づき、ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件の一部を改正する件（経済産業一二二）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通五六二～五六五）　五
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（同五六六～五七〇）　五
○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同五七一）　五
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（同五七二）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（東北地方整備局一一三）　六
○高速自動車国道に関する件（関東地方整備局二六一）　六

〔国会事項〕
財務省　防衛省　最高裁判所　六

〔人事異動〕
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　七
〔資　料〕
閣議決定等事項　七
機械受注統計調査報告（平成二十二年三月）（実績）（内閣府）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、特別経理会社の特殊管財人の選任関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八
会社その他
会社その他　八

省　令

○経済産業省令第二十七号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十九条の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「日本工業規格ＪＩＳＫ二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」を「日本工業規格Ｋ二三〇一（二〇〇九）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」に改め、「（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」を「（二〇〇九）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第二百四十五号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成二十二年五月二十七日

法務大臣　千葉　景子

名称	主たる事務所
佐賀県土地家屋調査士会	佐賀市城内二丁目十一番十一号

○法務省告示第二百四十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年五月二十七日

法務大臣　千葉　景子

住所　東京都板橋区本町６番３―418号
劉玉剣　昭和56年12月10日生

住所　東京都板橋区本町６番３―418号
郭可柔　平成16年８月20日生

住所　東京都板橋区本町６番３―418号
劉玉麗　昭和55年２月27日生